

令和8年4月24日
山梨県福祉保健部福祉保健総務課
課長 川崎 健司
電話 055-223-1441(内線 3050)

報道関係者各位

灯油助成券の利用期限の延長を行いました

令和7年度生活困窮世帯等灯油助成券及びお米券臨時配付事業における「灯油助成券」について、
現在までの状況を踏まえ、灯油助成券の利用期限を延長しました。

利用期限の延長に伴い、次のとおりスケジュールを変更しました。

【灯油助成券の利用期限】

令和8年4月15日（水） → 令和8年6月30日（火）まで

また、灯油助成券の利用期間延長に協力いただける取扱店舗を県ホームページへ掲載しました。

○協力給油取扱店舗数

4月15日まで 225店舗 → 6月30日まで 157店舗
(4月15日まで協力いただいている店舗の全てが対象店舗ではありません。)

※お米券の利用期限は令和8年9月30日（水）まで。(変更なし)